(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

二〇六字花釣南四の四から四の六まで、六の一、六の二、二二八字西郷郎二の二、二の四、二の七、二の八

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十九年産のスイートコーンに係る同項の農林水産大臣が定める地域及び千キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十九年一月四日

農林水産大臣　山本　有二

平成二十九年産のスイートコーンに係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる地域とし、当該スイートコーンに係る千キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業災害補償法第百二十条の十二第一項第一号の農林水産大臣が定める区分	地域	千キログラム当たり共済金額の範囲
一類	北海道及び東京都の区域	三二、七四〇円、二九、四七〇円　二六、一九〇円　二二、九二〇円　一九、六四〇円
二類	北海道及び東京都の区域	一二〇、四一〇円　一〇八、三七〇円　九六、三三〇円　八四、二九〇円　七二、二五〇円
	茨城県の区域	一八五、二八〇円　一六六、七五〇円　一四八、二二〇円　一二九、七〇〇円　一一一、一七〇円
	埼玉県の区域	二五六、三七〇円　二三〇、七三〇円　二〇五、一〇〇円　一七九、四六〇円　一五三、八二〇円
	宮崎県の区域	二七一、二二〇円　二四四、一〇〇円　二一六、九八〇円　一八九、八五〇円　一六二、七三〇円

○農林水産省告示第八号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十九年産のかぼちゃに係る同項の農林水産大臣が定める地域及び千キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十九年一月四日

農林水産大臣　山本　有二

平成二十九年産のかぼちゃに係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる地域とし、当該かぼちゃに係る千キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

地域	千キログラム当たり共済金額の範囲
北海道及び東京都の区域	八九、四六〇円　八〇、五一〇円　七一、五七〇円　六二、六二〇円　五三、六八〇円
茨城県の区域	一八七、八〇〇円　一六九、〇二〇円　一五〇、二四〇円　一三二、四六〇円　一一二、六八〇円

○国土交通省告示第一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づき、平成二十八年十二月十四日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年一月四日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第Ｐ―631号	オイルフェンス　ＥＰＣ300Ｍ	未来テクノ株式会社	福井県坂井市春江町沖布目第38号3番地
第Ｐ―632号	〃　ＥＰＣ200Ｍ	〃	〃
第Ｐ―633号	〃　ＬＴＣ300Ｓ	〃	〃

○国土交通省告示第二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づき、平成二十八年十二月十四日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年一月四日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第Ｐ―634号	オイルフェンス　ＯＫ―300ＡＩＲ	前田工繊株式会社	福井県坂井市春江町沖布目第38号3番地

○防衛省告示第一号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、徳島飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十九年一月四日

防衛大臣　稲田　朋美

一　昭和三十三年防衛庁告示第百八十五号の一部を次のとおり変更する。

(一)　第一項第二号中「北緯三十四度七分四十七秒　東経百三十四度三十五分五十五秒」に改める。

(二)　第四項の表飛行場灯台の項を次のように改める。

飛行場灯台	白熱電灯、航空白、航空緑、閃光毎四・二八秒間に二閃光（二・一四秒ごとに航空白、緑各一閃光）	実効光度　航空白二万カンデラ　航空緑三千カンデラ	北緯三十四度七分四十秒、東経百三十四度三十五分五十五秒

(三)　第六項第一号中「鉄骨造やぐら型塔上に回転式標示灯を置く」を「鉄筋コンクリート四階建隊舎上に設けた鉄骨造やぐら型塔上に回転式標示灯を置く」に、「約二十七メートル」を「約二十六メートル」に改める。

(四)　第一図を次のように改める。